

征韓論政變の政治過程

高橋秀直

【要約】 本稿は、最近研究が活発化している征韓論政變について、その実態と歴史的意義の解明を試みるものである。

留守政府期において、急速な近代化を目指し野放図に開化政策を拡大しようとする諸省と、それを一定の枠内に抑えようとする大蔵省（これは木戸派が支配していた）との間で、激しい対立が生じた。さらに明治五年後半になると、木戸派を除く政府の大勢は対外強硬論に傾き、台湾への出兵を主張するようになり、これを阻止しようとする木戸派大蔵省と敢しく対立した。大蔵省は征韓の阻止には成功した。しかし明治六年五月の政府改革で江藤新平らにより木戸派の大蔵省支配が打倒されると、対外強硬論への政府内の歯止めは失われてしまう。こうした中で朝鮮より広津報告が到着すると、留守政府の対外強硬志向は朝鮮に向けて噴出し、八月一七日、戦争につながる可能性の極めて高い、西郷隆盛の朝鮮への使節派遣が「内決」された。

一方外遊より帰国してきた岩倉使節団のメンバー、岩倉具視・大久保利通・木戸孝允らは、江藤ら留守政府に反発し、政府改造を期した。また岩倉ら使節団派は、内治優先の立場より戦争は避けるべきと考えており、西郷の派遣に反対であった。このように権力闘争・朝鮮政策の両次元で使節団派と留守政府は対立した。しかし一〇月一日西郷が自らの派遣の正式決定について強硬な意向を表明すると、逆に、朝鮮問題での政府の分裂を避けようとする妥協的な動きが、両者の間に生まれることになる。しかし一四、一五日閣議で西郷の固執により妥協は成立せず、両者は朝鮮政策について決定的に対立することになった。そして結局、三条実美の決断で西郷遣使が決定した。

敗北した使節団派は、閣議直後より逆転に向けて動き三条に圧力をかけた。このため一八日、三条は発病した。一九日、留守政府派を中心とする閣議は、岩倉の太政大臣代理就任と朝鮮問題再評議のための閣議開催を決定する。しかし天皇側近に対する工作により秘密のうちに天皇の支持をとりつけていた、岩倉らは、再評議を行わずこのまま先の閣議決定に反対する上奏を行うことを決めた。これに対し留守政府派は二二日岩倉を訪れ詰問するが、彼の意見を変えることはできなかった。二二日岩倉は上奏を行い、翌日裁可、使節団派は勝利を収めたのである。

明治五年後半以降の留守政府内の対外強硬論の高まりは、開化政策の強行により生じた社会各層の不满をそらそうとする意図をもつものであり、明治四年以降の開化への競合の帰結と言えるものであった。

明治六年の一連の政変の結果、政府の中樞は大久保派がしめることになったが、これは明治二年以降続いていた行政における木戸派の優位の終焉、木戸派から大久保派への主導権の移行を示すものであった。

史料 七六卷五号 一九九三年九月

はじめに

明治六（一八七三）年一〇月の征韓論政変の実態とその歴史的意味を明らかにすることを、本稿は目的としている。

この政変については、征韓を主張する西郷隆盛ら留守政府派と内治優先の立場よりこれに反対する大久保利通ら使節団派が対立し、後者が勝利をしめたとするのが通説的事実認識である。そしてこの政変の意味については、対抗する両者には、政治路線上の大きな差異が存在し（前者の士族反動路線、後者の開化路線）、それが対立したものであるとする見解がかつては有力であった。しかし原口清氏は『日本近代国家の形成』（岩波書店、一九六八年）で、留守政府の遂行した政策は反動的なものであるどころか極めて急進的なものであり、対立した両者はともに開化路線をとる勢力であったと主張された。

氏の主張は妥当なものであり、これ以後問題は、同じ開化路線の線上にありながら、なぜ明治政府はこのとき朝鮮問題をなぐって決定的に対立・分裂しなければならなかったのかという点に置かれることになった。そして一九七〇年代後半にめると毛利敏彦氏の一連の著作『明治六年政変の研究』、有斐閣、一九七八年・『明治六年政変』、中央公論社、一九七九年）が登場した。氏の説は、西郷はこのとき征韓を意図しておらず、政変の真相は、朝鮮問題をめぐる対立ではなく、権力闘争（江藤新平の勢力拡大に反発する長州派や大久保の策謀）であった、というものであった。氏の著作は、従来の研究の前提となっていた事実認識を完全に否定するものであり、大きな衝撃を与え、以後政変についての研究は活性化し最近の近代史研究の一つの焦点となるにいたっている^①。

この政変について本稿は以下の視角より検討を行う。

第一に、政変の基本過程を構成することである。毛利氏の著作について、朝鮮問題は政変の実質的争点ではなかったとするその核の部分は同意することはできない^②。しかし従来固定観念や予断を排し、政変の過程の具体的分析の必要を強調し、通説的事実認識の再検討をうながした点において、私は氏の研究の意義を高く評価する。すなわち氏の著作により、明治六年九月以降の政治過程で朝鮮問題が最重要な懸案で一貫してあり続けていたわけではないこと・自明なもののように従来使われている「征韓派」や「内治派」という用語自体、十分な検証抜きには使い得ないものであること（西郷と他の「征韓派」の参議とはほとんど連係が存在しておらず、「内治派」の木戸孝允と大久保の關係も決して良好ではない）・使節団派は当初、西郷を政治的打倒の対象としていなかったこと、など、通説的事実認識を揺るがす点が明らかにされたのである。この明治六年の後半において政府内でのように対抗關係が形成されていったのか・その対抗關係の形成と朝鮮問題はどのようなかかわっているのか・決裂過程での真の争点は何であったのか、など、これらまさに政変の基本過程はもはや既知のものではなく、これから明らかにされなければならないものとなっているのである。

これら政変の基本過程を明らかにするためには、基礎的事実の確定が何よりも必要となる。従来研究では、これらの「事実」は『岩倉公実記』（多田好問編、原書房復刻、一九六八年）など戦前の伝記に主によっていた。しかし毛利氏の著作は、これらの伝える「事実」への再検討の必要を提起するものであった。そしてたとえば周知の一〇月三日の岩倉の上奏文が、実際になされたものではなく、あとで差し替えられたものであることに示されるように、これらの「事実」は十分に信のおけるものではなく、たしかに徹底した再検討・史料批判が必要となる状況である。本稿は従来使われてこなかった未公刊史料をふくめ、史料の再検討を行い、基礎的事実の確定、政変の基本過程の再構成を行おうとするものである。

第二は、政変を維新以後の明治国家の流れ全体の中で検討することである。留守政府の施策を視野に入れると、もはや征韓派Ⅱ士族反動説が維持できなくなったことに明らかのように、ここに至るまでの政治過程全体の把握、特に留守政府

期の把握、なくしては政変研究をなし得ないことは明白であろう。政変での諸人物の対抗関係はこれ以前より一貫してあったものではなく(明治三年の民権分離問題においては、木戸孝允と大久保が鋭く対立している)、かかる対抗関係はいかにして形成されていったのかは、まさにここに至るまでの過程をふまえてあらためて歴史的に検討されなければならないのである。^④私はすでに別稿「廢藩置県における権力と社会」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』、東京創元社、一九九一年、所収)、「廢藩置県」(『日本史研究』三五六号、一九九二年)において、明治二(一八六九)年の版籍奉還より四(一八七二)年の岩倉使節団出發までの政治過程を検討し、その基本線を構成した。すなわち、幕末以降、開化を目指す勢力が逐次形成されていくことで開化への潮流が次第に高まり、その中でその政策推進の主導権をめぐる競争(開化への競争)が発生する、そしてかかる競争の展開過程が、廢藩置県より使節団出發までの政治過程の基本線をなすことを明らかにした。本稿はこれをふまえて留守政府期より征韓論政変にいたる政治過程の構成を試みることにする。

本稿の構成は以下の通りである。I章は、留守政府の政治過程を廢藩置県以後の流れの中で検討する。II・III章は、明治六年夏に、西郷遣使問題が登場してから一〇月二四日の政府の分裂までの政治過程を明らかにする。そして「おわりに」で明治国家の展開の中でこの政変の持った意味を検討することにする。

本稿で使用する史料の内、日本史籍協会叢書(東京大学出版会復刻)、『岩倉具視関係文書』・『大久保利通文書』・『大隈重信関係文書』・『木戸孝允文書』・『大久保利通日記』・『木戸孝允日記』は、『岩倉文書』・『大久保文書』・『大隈文書』・『木戸文書』・『大久保日記』・『木戸日記』と略記する。

史料の引用にあたり、傍点・傍線・波線・()・「」・句読点は断らぬかぎりすべて高橋による。また表記は旧字体を新字体に改めた。

① 毛利説以後の征韓論政変に関する研究は、拙稿「征韓論政変と朝鮮政策」(『史林』七五卷二号、一九九二年)の「はじめに」で紹介した

が、その後さらに毛利「明治六年政変と征韓論問題」(明治維新史学会編『明治維新の政治と権力』(吉川弘文館、一九九二年)・田村貞雄

「西郷は『征韓』を企てなかったのか」（同書）・「征韓論」政変をめぐって」（『日本史研究』三五四号、一九九二年）などが発表されている。

② 前掲拙稿「征韓論政変と朝鮮政策」参照。

③ 同右Ⅰ章註⑬。

④ なお政変における朝鮮問題についての諸勢力の主張も、その意味を

把握するためには、維新よりここに至るまでの朝鮮政策の理解（強硬路線と「穩健」路線の対抗の存在の理解）が不可欠であるが、これについては別稿「維新政府の朝鮮政策と木戸孝九」「廃藩置県後の朝鮮政策」（『人文論集』（神戸商科大）、二六卷一・二合併号／三・四合併号、一九九〇／一九九一年）をふまえ註⑬拙稿で検討したので、本稿はこれを前提にする。

I 留守政府の政治過程^①

一 留守政府の内訌

明治四（一八七二）年に入ると集権化・士族解体といった開化政策の推進をめざす動き、開化の潮流が政府の内外で高まってきた。その担い手は政府内では、大蔵省を主要な拠点に明治二（一八六九）年の版籍奉還以降行政の中樞を握ってきた木戸派（木戸・大隈重信・井上馨・伊藤博文ら）、それに大納言岩倉具視と密接な関係にある弁官、特に江藤新平である。政府外では、土佐の板垣退助や肥後の実学党など非薩長諸藩の改革派であった。そして開化政策推進の主導権争い、開化への競合、が激化していく中、木戸派は即時全面廃藩の断行というもっとも急進的な方針を提起することで主導権を掌握し、七月一四日廃藩クーデターを断行した。

クーデター後成立した新政府の構造は、三院一七省制であった。七省中、大蔵省は民部省をすぐ後に合併し、財政のみならず、民政をも握り、全行政の過半をつかさどる大官庁となった。大蔵省の卿は大久保であったが、実権は大輔の井上が握っていた。大蔵省を握る木戸派は正院においても五名（太政大臣三条実美・参議、西郷隆盛・木戸・板垣・大隈）中二名をしめており（さらに三条は木戸に近い）、新政府において優位を占めていた。廃藩クーデター前、木戸派は政府内外から激しい批判をあげ苦境に立っていた。それにもかかわらず彼らが新政府で優位を占めえたのは、廃藩クーデター前の開化へ

の競争を、即時全面廢藩論を提起することで勝ちぬいたことよっている。

しかしこの木戸派の優位は安定したものではなかった。廢藩前よりの開化への競争はなお継続しており、木戸派大蔵省以外の諸機構も新政府のもとで、開化政策推進の強い意欲を持っており、木戸派大蔵省との間に対抗関係が存在していたのである。

一〇月初め、岩倉・木戸・大久保・伊藤らが参加する遣欧米使節団の派遣が決定された。従来の政府の中枢が国外に出ることになったのである。ここにおいて井上は、留守を預かる政府の行動を規定する約定書を、使節団と残留組が取り結ぶことを主張、一月七日これは調印された。

この約定書の中心は第六、七款にあった。第七款が、留守政府の任務として廢藩置県の後始末をあげる一方、第六款は新規改革を禁じていた。両款は一見矛盾するが井上の意図においては一対の関係にあった。すなわち第七款の廢藩置県の後始末とは、当然なすべき県行政機構の整備に加えて、士族の解体（秩禄処分・徴兵令）と新税制の樹立（地租改正）の推進を意味していた。そして第六款はこれ以外の新規改革の禁止を意図するものであった。つまり野放図な開化政策の推進は、費用負担増大から財政危機をもたらすので、井上Ⅱ大蔵省はなすべき改革の範囲を限定しようとしたのである。そしてなすべき改革の主務省は大蔵省と兵部省ということになるが、両者はともに木戸派が主導権を握る省であり、改革は木戸派の主導のもとに行われることになる。つまり木戸派が、開化政策の主導権を自らの手に確保して開化への競争を凍結しようとしたものが、約定書だったのである。

使節団出発前、朝鮮政策についても決定がくだされた。維新後、日朝間の国交問題が発生したが、これについて明治二年以降、政府内で二つの路線が対抗していた。一つはただちに「皇使」（國書を携えた正式使節）を派遣し、それでも朝鮮側が国交樹立に応じなければ開戦するという強硬路線、他はこれをとらず別の方法で何とか交渉の進展を図ろうとする「穩健」路線であった。このうち、前者は一貫して抑えられてきたが、岩倉使節団派遣の直前、板垣よりあらためてこれが主

張された。しかし結局一月九日の会議で、岩倉使節団帰国まで朝鮮問題には着手しないという、現状凍結方針が決定されたのである。

一月一日、使節団は出発し留守政府の時代となった。しかし木戸派の試みた開化への競合の凍結は失敗した。諸機構が各々開化政策の推進を主張したのである。文部省は学制の制定と実施・工部省は殖産政策・司法省は裁判所の設置・左院は立憲政体樹立、などである。こうした諸機構の要求の噴出に対し、井上Ⅱ大蔵省は健全財政の立場よりその抑圧につとめた。しかしかかる抑圧は大蔵省への他機構の反発をまねいた。そして諸機構の内、江藤司法卿が支配する司法省は特に激しく大蔵省に対抗した。ここに見られる木戸派大蔵省と反大蔵省の諸機構の対抗は、留守政府の基本的政治構造となった。大蔵省は一つの省に過ぎなかったが、その絶大な権限により他機構に対抗したのである。しかしそれでも彼らの要求を完全に抑えきることができなかった。逆に見れば他機構は、強い財政的締めつけの中で不十分な形でしか意図する政策を進めることができなかった。こうした関係は双方の不満を高め、留守政府の内訌は激しくなっていくのである。

しかし政府の内訌にもかかわらず結果として留守政府は、次々と急進的改革を進めていった。もともと約定書の認めた政策のみでさえ、維新後わずかに四年という時期を考えれば、十分に急進的なものである。しかもさらに学制などの改革が加わった。政府の進めようとする開化政策は、基本的には日本社会の流れにそうものであった。しかしあまりに早い改革の進行は、それにより切り捨てられていく士族のみならず社会各層の反発をまねいていくことになるのである。

このように留守政府期、政府内の対立が激化する一方、社会的緊張も徐々に高まっていった。こうした中、明治五（一八七二）年後半、征台問題が、政府の重要問題として登場するに至るのである。

二 征台問題

明治四（一八七二）年十一月琉球船が台湾に漂着、そこで原任部族の襲撃を受け多数の死者を出した。翌年この事件が判

明すると、日本政府内では台湾に出兵すべしという強硬論が高まった。その中心は外務卿副島種臣であった。副島の主張は、台湾はアジアの要地であり、この機会に列国に先立って日本が確保すべきであるという、対外的国権拡張論に立つものであった。一方征台論に断固反対したのは井上Ⅱ大蔵省であった。彼の反対の理由は、一、外征は国の余力をもって行ふべきものであり百事創建の現在の日本が行うは不可、二、維新後の改革はまだ成果があらわれず民衆が怨嗟しているのに兵事をおこすのは不可、三、財政危機・兌換制未確立・不景気の現在、多額の費用を要する外征は不可、四、今ここで外征を決定するのは大事は留守政府のみでは決めないとした約定書違反、五、現在軍制改革の途上であり軍備不十分、であった。要するに井上の主張は「国威ヲ揚ントセバ先内務ヲ調、内富強ノ基礎相立、然後他ニ及ブヲ順序トス」という内治優先論に立つ外征反対論であり、翌年の征韓問題の内治派の主張につながるものであった。

この両論の対立で、反対論は、大蔵省と軍内長州派、すなわち木戸派のみの少数派であり、政府の大勢は強硬論にあった。強硬論が大勢をしめた要因の第一は士族の不満の高まりである。この不満の圧力が、対外問題によりこれをそらそうという考えを生んだのである。第二は軍の動向である。明治五（一八七二）年六月以降、陸軍、特に近衛兵が動揺しており政府はこの統制に苦慮していた。そして軍内の薩派は征台に積極的であり、政府への大きな圧力となっていた。征台論を西郷も支持していたが、その背景には彼の股肱たる軍内薩派の意向が存在していたと思われる。

こうした状況のもと、明治五年一〇月に征台問題の評議が政府内で開始された。ここで井上は征台を行うなら辞任するとあくまで大勢に抗した。そして結局、遭難問題についての交渉のために副島を清に派遣し、これで清より満足の行く対応が得られないなら、台湾に出兵するということが決定された。しかしこの対清交渉においては、あくまで平和解決を第一義とする方針をとることも決められていた。そしてかかる方針のもと明治六（一八七三）年三月一三日副島は清に出発した。井上Ⅱ大蔵省は強硬論の押えこみに成功したのである。

このように明治五年一〇月以降の留守政府のアジア外交の構造は、対外強硬論の多数派に、大蔵省を核とする木戸派が

對抗するといふものであった。そしてこの構造は、内政における開化政策の推進についての對抗の構造（木戸派大蔵省対大蔵省の諸機構）とほぼ重なるものであった。そして対アジア外交においては井上Ⅱ大蔵省が強力な歯止めとなって強硬論を阻止していた。しかしかかる構造は、明治六年五月、井上の失脚、木戸派大蔵省の崩壊でくずされることになった。

三 明治六年五月の政変（太政官潤飾）

明治六年になると予算をめぐり政府内で木戸派大蔵省と他機構の内訌はますます激化した。こうしたなか井上は、政府機構の改革を行い、正院の権限を大幅に強化することに、内訌の解決を求めようとした。強化された正院が大蔵省の立場を支持することを井上は期待したのである。井上の主張した政府改革は四月から五月にかけて行われた（太政官潤飾）。しかしそれは井上の期待をまったく裏切るものとなった。正院を人材的に強化するために四月一九日、在国中の各機構の長、司法卿江藤新平・文部卿大木喬任・左院議長後藤象二郎が参議に任命されたが、彼らはみな大蔵省と対立する人物であった。一方大輔である井上は正院に入れなかった。そして五月二日、各省の権限を大幅に正院に移す機構改革が行われた。これは井上の主張していたものであった。しかし反大蔵省の人物が正院の過半をしめる状況においては、その持つ政治的意味は、井上の本来の期待とはまったく異なり、大蔵省の権力の喪失を意味した。こうした結末に井上とその腹心大蔵少輔事務取扱渋沢栄一は五月初め辞表を提出、一四日これは受理された。木戸派の大蔵省支配の崩壊である。

木戸派大蔵省の崩壊は留守政府内の木戸派に決定的打撃を与えた。井上・渋沢辞任後、大蔵省は大隈が大蔵省事務総裁として管掌することになった。しかしこのとき大蔵省の権限は大きく削られていた。そして大隈自身も木戸派離れを示し、留守政府の大勢に接近していた。従来木戸派の中核であった井上と大隈はここで分裂することになったのである。木戸派のもう一つの拠点である陸軍省でも、山県はこのとき再び苦しい立場に追い込まれ、四月一日には陸軍大輔を辞任していた。その後四月二九日に山県は陸軍省御用係・陸軍卿代理となり復活するが、これは大西郷の強力な支援によるもので

あり、彼自身の力は大きく低下していた。また陸軍省自体の権限も縮少していた。

木戸派の衰退により従来の留守政府の構造は転換し、反木戸派大蔵省勢力に留守政府となった。そしてこのことは、明治二年以来続いてきた行政機構における木戸派の優位、木戸派の主導権のもとでの開化政策の推進、の終焉をも意味していたのである。

政変により反大蔵省派は勝利を挙げた。しかしそれは政権の安定を意味しなかった。内務省の設立問題ほか内政の進め方をめぐり政府内にまた対立が発生したのである。反木戸派大蔵省という立場をこえる統一性は、このとき留守政府に存在していなかったのである。この不統一・主導権の不在は一向に克服されず、九月に入っても「西郷参議ハ青山ノ別荘ニ臥病久シク参朝無之、其他諸参議各自支離ノ姿ニテ倦怠萎靡ノ色ヲ露」すという有様であった。

しかしこうした不統一の中でも、先の征台問題に見られたように対外強硬論は、共通する志向として彼らに存在していた。そしてこの時期、士族の不穏な動きや六月の北条県ほか各地の農民一揆の勃発など国内の緊張はさらに高まっていた。これらの緊張は徴兵令・学制・減禄など開化政策の強行が原因となっていた。ほとんど暴走とさえいえる留守政府の開化政策の推進が社会各層の大きな反発をまねいたのである。そしてこの緊張の高まりは、それを解消する方策として対外強硬政策への志向を一層高めることになる。そして木戸派大蔵省という歯止めを失った今、機会があればそれは表面に噴きだそうとしていたのである。

① 本章の内容は前掲拙稿「廢藩置県における権力と社会」・「廢藩政府論」・「征韓論政変と朝鮮政策」および「留守政府の政治過程」(『人文論集』(神戸商科大学) 二九一―一号、一九九三年)で展開したのでここでは要旨のみ述べることにする。

② 明治(五)年一〇月一八日付木戸宛井上書簡(井上馨侯伝記編集会

編『世外井上公伝』一、原書房復刻、一九六八年、四七七、四七八頁)。説点は原書。

③ 宮島誠一郎「国憲編纂起原」(吉野作造編『明治文化全集』四、一九二八年)、三五五頁。説点は原書。

Ⅱ 征韓論政變の政治過程（1）

一 八月一七日の閣議決定と大久保・木戸の帰国

対外強硬志向の噴出の機会となったのは朝鮮からの報告であった。^①釜山の大日本公館（旧倭館）駐在の広津弘信は明治六（一八七三）年五月三十一日付で報告を送り、日本人の密貿易への朝鮮側の取締りが強化され、それを禁じる掲示の中に日本に対する無礼な句があったと報じた（『日本外交文書』六、二七九―二八一頁）。報告の内容自体は大したものではなかったが、留守政府は過敏といわざるをえない反応を示し、六月もしくは七月、居留民保護の名目で朝鮮への即時派兵、その上で「使節」派遣を主張する、対朝鮮策案（「朝鮮議案」）を閣議にかけた。他国へにわかに派兵することは開戦につながる可能性がきわめて高い。留守政府の対外強硬志向は、朝鮮にそのはげ口を見つけたのである。

この「朝鮮議案」に対し、西郷は反対し、自ら非武装で朝鮮に赴き交渉にあたることを提起した。西郷の提案は、即時派兵から開戦となることを防ごうとしたものではあった。しかし筆頭参議の西郷が行く以上、それは国書を携えた使節「皇使」であり、交渉不成功の場合は、日本政府の面子上、開戦につながるものであった。そしてこのとき交渉成功の見通しはきわめて低く、西郷自身も失敗を予想しており（周知の使節暴殺論）、西郷の提案は開戦を期した主張だった。西郷はあまりに強引で名分を欠く「朝鮮議案」の開戦策に反対し、自らの遣使↓交渉失敗↓開戦という手順をふんで開戦に持ち込もうとしたのである。そしてまたこの提起は、深まりつつある国内の緊張を外に転じること（内乱を冀ふ心を外に移して国を興すの遠略）を意図するとともに、自らの死場所を求めようとするものでもあったのである。

八月一七日の閣議は西郷遣使を「内決」するとともに岩倉帰国後の再評議を決定した。この閣議決定は一九日から二三日の間に上奏され天皇の裁可をえた。以後留守政府は朝鮮問題再評議のため岩倉の帰国をまつのである。

次に使節団の動きを見る。

留守政府の内訌が激化すると、それを收拾するために木戸・大久保の復帰が求められることになり、明治六年一月一日、予定を繰り上げてただちに帰国することが二人に命じられた。三月十九日彼らはベルリンで帰国命令を受け取り、三月二十八日に大久保はただちに出發した。しかし彼が帰国した五月二十六日には太政官潤飾をめぐる政変は終わっていた。留守政府は、大久保に対し大藏卿の職務への復帰や参議就任を求めたが、彼はすべて拒んだ(『大隈文書』二、一三六、一三七頁・『岩倉文書』五、二九七頁)。さらに八月にはいと東京を離れ各地を巡遊した。政府へのポイコットである。この時期の彼の心境は六月二十八日付外務少輔上野景範宛書簡(『上野景範関係文書』、国立国会図書館憲政資料室〔以下、憲政資料室〕蔵)にうかがえる。

過刻御談相成候使節遣退之衷、速に相運ひ候様有之度祈望仕候間、御都合相叶候ハ、明日ニハ電信報知有之様御取斗被下度奉願候。小国也とて度外ニ置候様之事甚不都合ニハ候得共、竊ニ惟ルニ今日内輪之様子ニテハ、一日片時も早夕使節一同帰朝なくてハ不相濟事ニ苦心仕候。少々之不都合位ハ願ス断然御呼返可然事ニ存候。仍而神速之御運奉願候

傍点部に明らかなように、大久保は混乱する留守政府の現状(『今日内輪之様子』)に対し強い不満を持っていた。そしてこの解決のために岩倉の速やかな帰国を求めていることに示されるように、大久保は、岩倉帰国後のかかる現状の改革を期していたのである。大久保は、洋行体験の中で殖産興業政策の推進に強い意欲を持つようになっており、このとき政府を改造した上でこれを行うつもりであったと思われる。③そして当面、岩倉帰国までは「有為之志アリトイヘトモ此際ニ臨ミ蜘蛛之捲キ合ヲヤツタトテ寸益モナシ」と留守政府とのかかり合いを避け、「愚存モ有之泰然トシテ傍觀」④と政府ポイコットを行ったのである。

一方、木戸は六月八日マルセイユより帰途につき七月二三日に帰国した。そして木戸派大藏省の崩壊など政府の現状を知り激しい怒りを覚え(『木戸日記』七月二十八日)、留守政府の打倒(『カビネット』之変革)⑤を決意した。このため大久保と同じく政府ポイコット、不出仕を続ける一方、三条など要人を訪問、局面転換のため活発な政治活動を行い岩倉の帰国をま

ったのである。

このように七月以降、政府は最高実力者の大久保・木戸が帰国しながらも出仕しないという異常な事態に陥っていた。そして岩倉の帰国が、留守政府・大久保・木戸のすべてにまたれていたのである。

二 岩倉の帰国——九月三日～十月一日——

九月一三日ついに岩倉は帰国、政府の混沌状態に直面することになった。そして一五日までに三条と打開策を考案した。打開策とは「公論衆議ニ決し候」（『大久保文書』五、三頁）体制の構築であり、具体的には木戸・大久保の政府への復帰の実現であった。まず政府の分裂の克服をめざしたのであり、彼らの復帰はその経歴・勢力より彼らを政府の中枢におくことを意味してしよう。以後三条・岩倉はこれの実現に向けて動くが、その手足となり木戸・大久保の説得役をつとめたのが伊藤であった。

しかし木戸・大久保は容易に出仕に応じず説得は難航した。帰国後留守政府の打倒に奔走していた木戸であったが、九月一六日にわかに発病し（『木戸日記』）、以後行動が困難となり出仕要請を拒んだ。そして伊藤に対し「大久保拜命之儀第一着と相心得」と大久保の参議就任をまず実現すべきと主張した（『岩倉文書』五、三三七頁）。

この説得の過程で注意すべきことは、木戸・伊藤が三条・岩倉に自分の政府改革構想を示したことである。彼らの構想とは「両公及両氏の合力」体制の構築、すなわち三条・岩倉と木戸・大久保が中心となる体制の構築であり、五月政変（太政官潤飾）で力をのばした新任参議については罷免すべしとしていた^⑧。これは岩倉帰国前に木戸が続けていた反留守政府策謀の延長であった。そしてこの構想に大隈も同意するようになった^⑨。井上を見捨てて木戸の批判をあびていた大隈^⑩だが、この時期急速に使節団側に接近したのである。

一方、三条・岩倉は、木戸・大久保の復帰を強く望んでいたが、新任参議の罷免までは考えておらず、木戸・伊藤の構

想に困惑した。一〇月四日の岩倉宛書簡(「明治六年征韓論一件」〔以下、「征韓論一件」〕、『岩倉具視關係文書』、憲政資料室蔵)で三条は以下のように述べている。

益御清穆奉大賀候。然ハ過日木戸參議見込承候政府改正之義、尚退而熟考仕候処、今日之際ニ当り候而者非常之英断も無之而不相叶義と存候得共、苟も參議之重官ニ御登用相成候者を一、朝卒然免職相成候も不穩義ニも有之、御一新以来も度々之変革却而朝威ニ関し候処も如何可有之哉、且ハ聖上之明鑑を奉累候形に相成候而者、内外之所見も亦如何可有之哉と奉存候。尤人撰忘奉之罪ハ臣一身之責ニ歸着仕候義ニ付、於僕も進退不知所指於情実も難忍もの有之苦慮仕候。御諒察被下度候。右之旨趣過日陳述候処、於貴君も大久木戸ニ被対同様之義と御示有之候条御尤ニ奉存候。何分ニも卒免官之所置ハ、取計難致次第ニ御坐候。是非大久保參議拜命之事今一層御尽精有之度候。定而同氏拜命之運ニ至候ハ、於木戸氏も戮力相尽可申と相考申候。尤出勤之上改革之議ニ涉り進退黜陟適宜ニ処分仕候義ナラハ、公議之所在決而不平之者も有之間敷、於取計方者如何様共致様可有之存候。何分大久保之処御周旋急務と存候。右愚案熟考之処相認申陳候、宜御考慮奉望候。草々不韪

すなわち三条は木戸らの新任參議罷免論(「木戸參議見込」)に、自ら任じた立場もあり「苟も參議之重官ニ御登用相成候者を一朝卒然免職相成候も不穩義ニも有之」と困惑した。そして「何分ニも卒免官之所置ハ、取計難致次第ニ御座候」とあるように、木戸らの望む新任參議即時罷免は無理で、当面の課題は政府の分裂の修復に大久保の政府復帰(「是非大久保參議拜命之事今一層御尽精有之度」)であると考えていた。しかし結局、傍線部のように、大久保出仕が実現したらその上であらためて閣議(つまり大久保や新任參議を含めた閣議)を行い、そこで人事をふくめた政府改革(「改革之議ニ涉り進退黜陟適宜ニ処分」)を決定しようと考えていた。つまりこの三条の考えは、木戸らの主張に合意するも、それを新任參議をもふくめた閣議にかけて彼らの納得を得た形で穩便に行おうとするもの(「公議之所在決而不平之者も有之間敷、於取計方者如何様共致様可有之」)であった。そして右の閣議を行うためにもまず何よりも必要となるのは、大久保の參議就任であった。

一方この時期、朝鮮問題はどのような位置をしめていたのだろうか。まず使節団のこれへの考えを見る。

政變の過程で岩倉・木戸・大久保は各々の意見書で朝鮮問題についての考えを述べているが、それは内治優先の立場より朝鮮との開戦を阻止しようとするものであった。この内治優先の原則は、権力闘争の名分としてにわかに持ち出してこられたものではなく、各国をめぐる中で使節団の見解として確立したものであった。すなわち帰国直後の岩倉は、閣員に對して以下のように質問を行っているのである（『岩倉公伝記史料外交關係書類二』、『岩倉公旧蹟保存會文書』マイクロフィルム、憲政資料室蔵）。

今般各國巡聘ノ使命ヲ達シ帰朝ノ上意見及上奏候次第モ有之、専ラ、國政ヲ整ヘ、民力ヲ厚スヘキヲ、奮勉從事可致目的ニ付テハ、各省事務現今施行ノ景況施設ノ目的委悉諮問ニ及フヘク間、内閣議官於テモ別紙ノ件々見込被申候様致度候事

この点より彼らを内治派と呼ぶことができよう。岩倉・大久保は廢藩置県前より一貫して對朝強硬政策に反対しており、このときの対応はその延長であった。一方木戸は、使節団派遣の直前、征韓論を唱えていたが、米歐巡歴の中で考えをかえたのである^⑩。この内治派の外征反対論は、当然それにつながる可能性のきわめて高い西郷遣使への反対となる。そしてかかる主張にこのとき三条や大木も賛同するようになった。

この内治派の立場よりすれば、西郷遣使が「内決」した八月一七日以後の状況は危険なものはずであった。しかし岩倉帰国直後の九月中旬において危機感強いものではなかった。九月十九日、岩倉は国内の状況について駐仏公使鮫島高信に書簡（『岩倉文書』五、三三二頁）を送っているが、その中で朝鮮問題について以下のように述べている。

朝鮮征伐、御互に兼而承知之通り真に御評議有之候得共、是以即時之事にては無之哉と存候

すなわち岩倉は八月一七日閣議についてふれながらも「即時之事」ではないと述べ、切迫感を持っていないのである。開戦につながる可能性の高い西郷遣使の「内決」が行われているにもかかわらず、なぜ岩倉は「即時之事」ではないとするのだろうか。

その理由は八月一七日決定についての岩倉の理解にあったと思われる。この閣議では、西郷遣使の「内決」と岩倉帰国

後の再評議の決定が行われていたが、この両者の関係についての三条の理解は、「内決」とは「取調」程度のものであり、遣使の可否をふくめて実質的審議は岩倉帰国後の再評議において行われる、というものであった。閣議決定の内容についてもっとも権威のある通知者は三条であり、岩倉は三条と同じ理解であったと思われる。かかる理解に立てば、たしかに遣使↓開戦は「即時之事」ではないのである。^⑬

しかし予定されていた朝鮮問題の再評議は、木戸・大久保復帰問題の未解決のためなかなか行われなかった。このため九月下旬には「朝鮮事件西郷頗ル切迫」と三条が述べるように、西郷は閣議の速やかな開催を要求するようになった。^⑭朝鮮問題評議開催の圧力は、西郷からのみではなく、「朝鮮事件西郷ハ勿論参議中ニも段々相催し候論有之候」と三条が述べるように(一〇月四日付岩倉宛書簡、「征韓論一件」所収)、留守政府の他参議からも加わるようになった。さらに七月二十七日に清から帰国していた外務卿副島も、未決のままに置かれていた征台問題とともに朝鮮問題の速やかな決定を強く求め、「内輪之事ニ營々として海外之有益を不図、彼是飽迄文明を虚飾すとも何以カ東方之英国たらんや」と主張していた(九月二十七日付三条宛副島書簡、『三条家文書』〔憲政資料室蔵〕書簡三一八一と)。

かかる圧力の高まりは、内治優先論をとる三条・岩倉にとって深刻な事態であった。そして閣議において強硬論者の主張に対抗するためにも大久保の出仕は不可欠であり(木戸は病気のため出席は危うい)、この点よりも大久保の出仕が重要となる。そして度重なる説得にも容易に応じようとしなかった大久保もついに一〇月八日参議就任を了承した。^⑮ここに政局は新たな段階に進むことになったのである。

三 西郷遣使の閣議決定——一〇月一日〜二十五日——

大久保の参議就任が決まった一〇月上旬の政府の懸案を一〇月一日付の伊藤宛陸奥宗光書簡より見れば、朝鮮や樺太(ロシア)をめぐる外交問題・司法省と京都府の対立(小野組転籍事件)それに政府改造問題であった。しかし以後これらの

中で朝鮮問題のみが突出し、他の問題は後景に退くことになる。その要因は西郷にあった。

一〇月一日三条は岩倉へ、自分たちの不注意のために朝鮮問題はここまでに至り国家に対し申し訳なく、後は大久保の尻力に期待するのみである、という極度に狼狽した書簡を送った『大久保文書』五、三五、三六頁。三条をここまで狼狽させたのが同日付の西郷からの書簡（同、三六、三七頁）であった。そこで西郷は、自分の派遣が「最初御伺之上御許容」になったのに「今日ニ至リ御沙汰替等之不信之事共ニ相変シ」ては、「為天下勅命輕キ場ニ相成候」とした上で、もしそれでも変更するなら、「実ニ無致方死を以国友へ謝し候迄ニ御座候」と述べていた。自己の遣使が変更されるなら自殺するという強硬な決意をここで西郷は示したのである。軍の信望を一身に集める西郷の自決（しかも「国反へ謝」という形での自決）は軍の暴発につながろう。自らの遣使への西郷の異常なまでの執着とそれにとまなう軍の暴発への不安に直面し、一日、三条は恐慌状態に陥った。ここに朝鮮問題は何をおいても速やかに処理すべき緊急問題となったのである。

西郷はこのときなぜここまで強硬な姿勢（客観的には脅迫である）をとったのだろうか。その背景には、八月一七日閣議決定への西郷の理解があった。三条そして内治派の理解では西郷遣使の「内決」は軽いもので、実質的決定は岩倉帰国後の再評議でなされるはずであった。しかし西郷は、「内決」が実質的決定であり、再評議は形式的なものと理解していた。一七日の閣議に西郷は欠席しており、かかる理解の行き違いは、太政大臣三条の西郷への通知の不備に原因があった。一七日の決定はすでに天皇の裁可を受けており、西郷の理解よりすれば、遣使は勅許を得ているのであり、それを変更することは「為天下勅命輕キ場ニ相成」。したがって西郷にとりこれは断固として防がねばならず、それが一〇月一日の先の三条宛書簡となったのである。

閣議決定の理解に行き違いがあり、それが西郷の頑なな姿勢の原因となっていることは、この西郷書簡により三条ら内治派に明らかとなった。しかしこの段階で西郷の「誤解」をとくことは、自殺を筆にするまでにならなっている西郷の極度に思いつめた心理よりして難しかったろう。しかしこのまま再評議の場であくまで遣使反対論を唱えれば、西郷との衝突、

さらには軍の暴発にいたることになる。ここにおいて内治派は、危機回避のためその主張の修正、争点の移行を行うことにした。それは遣使の可否を争わずそれを認めた上で、その即行のみに反対するという、遣使延期論であった。延期の名目は、一二日の段階では軍備、特に海軍軍備の不充実が考えられていたが、結局一四日の閣議では、樺太問題の切迫、その先決があげられることになった。かかる争点の移行、西郷への譲歩により、内治派は、西郷との決裂とともに遣使即行という事態を回避しようとしたのである。

こうして一四日、朝鮮問題についての閣議が行われた。しかし争点の移行にもかかわらず、西郷は納得せずあくまで遣使即行を求め、岩倉・大久保と対立した。このためこの日決定は下されず、翌一五日にも閣議が開かれることになった。

この一四日の閣議後、三条は岩倉に書簡(「征韓論一件」所収)を送り「於小生ハ決して変説不仕、死生相決候所存ニ御坐候、一西郷を以て国家ニハ難替」と述べ、あくまで遣使即行の阻止を貫く決意を述べた。しかし同時に「乍去不測之変ヲ生し候哉も難計、是のミ苦慮仕事ニ候」と否決の場合の「不測之変」(軍の暴発)への強い不安を示していた。

そして一五日の閣議で三条が結局下した決断は、「変説」に西郷遣使即行支持であった。閣議直後の岩倉への弁明の書簡(『大久保文書』五、六七頁)で「僕も今日ニ至リ論ヲ変し候次第申訳無之、大久保にも万々不平ト存候、乍去西郷進退ニ付而ハ不容易儀ト心配仕候儀ニ御坐候」と述べているように、西郷の辞任より生じる軍の暴発への不安が三条に変説を決意させたのである。

この一五日の閣議決定は、参議各々に意見を述べさせた後、一旦彼らを引き取らせて三条・岩倉のみで協議し、あらためて参議を呼び決定を伝えたものであり(『大久保日記』)、決定は多数決ではなく大臣の意向により下されていた。そして注意すべきことは、右のように岩倉に対し三条が弁明しなければならなかったことより見れば、西郷即時遣使の決定は、三条・岩倉両者の合意の上のものではなく、三条個人の決断として行われたであろうことである。つまり決定について三条は重い責任をおい岩倉はこれを逃れているのである。これが以後の事態の展開に意味を持つことになる。

次にこの一四、五日の閣議における西郷以外の留守政府側の動きを見るが、彼らは西郷の遣使即行支持で結束していたわけではなかった。閣議前日の一三日、板垣は大久保に「一体西郷身前ニ関係もいたし候訳、殊ニ何様之御趣意ニ確定いたし候や、明日会議（一四日閣議）之節〔各参議が〕口々ニ議論いたし候様ニ相成候而者、甚不都合ニ有之候付、〔西郷ぬぎの閣議で〕先一定之論を御究相成候而、西郷加席之処（西郷もふくめた閣議）者更ニ御設有之可然与存候」と述べた。^⑤まず西郷ぬぎの閣議を行い朝鮮問題についての方針をかためた上で西郷も加えた閣議を行う、という二段階の閣議を行うべしとしたのである。西郷を加えた閣議で議論が分かれても（「口々ニ議論」、結局、西郷即時遣使論に決定されるならば、西郷に何の不満もありえないわけであり、板垣のこの主張は、場合によっては遣使延期論の決定もありえ、その際においても西郷の辞任という政府の分裂は避けたいという判断を示すものといえよう。そして副島も一三日、板垣とともに三条・岩倉と会談し二段階閣議論に合意した模様である。^⑥

対外強硬論者であり、八月一七日の「内決」の決定者でありながらも、板垣らは西郷のように何を以てても即時遣使を実現しようとは考えておらず、それがこうした動きとなったと思われる。この二段階閣議論には大久保も賛成であった。^⑦既述のように大久保は留守政府に対して批判的であったが、朝鮮問題については、最悪の事態（西郷の辞任）を阻止するために彼らと協力するつもりであったのである。権力闘争と朝鮮問題はこの段階においては異次元の問題であった。しかしこの二段階閣議論は、実際には行うことができなかつたようである。そして一四日の閣議の経過は、一〇月二三日の岩倉の上奏（「口演ノ大要」、前掲『岩倉公実記』下、八三頁）によれば、以下のようなものであった。

三条太政大臣及具視へ、事ノ先後勢ノ寛急ヲ慮リ宜ク順序ヲ追フテ以テ可トスヘシ今俄ニ使臣ヲ発遣スヘカラスト論ス、衆参議皆之ニ同意ス、然ルニ西郷参議独リ速ニ使ヲ遣ルコトヲ主張ス、大久保参議大隈参議大木参議ヲ除クノ外ハ議論稍ク動キ其事決セス
ここで注意すべきことは、最初のうちは岩倉らの使節延期論に、西郷以外同意していたことである。つまり西郷以外の留守政府は、延期論で一旦妥協しようとしたのである。しかし西郷はこれに納得せず、反論を述べた。こうなると先に西

郷遣使を「内決」した立場上、彼らは延期論を捨てざるをえなくなる。そして翌一五日の閣議においては、「参議中ニ於テハ西郷氏ノ意ニ御任セ可有之、殊ニ副島子・板垣子断然決定ノ趣」(『大久保日記』)と大隈・大木を除く留守政府は断固として西郷を支持したのである。^⑨

つまり西郷以外の留守政府のメンバーは、遣使を支持していたが何をおいても直ちにこれを実現しようとは考えていなかったが、閣議の進行の中で、決定的に遣使即行論⇨征韓論に荷担することになってしまったのである。いわゆる征韓派はこうして西郷以外にとってははかばかしく不本意な形で形成された。そしてこれにより朝鮮問題をめぐる対抗は、権力闘争の構図と重なることになったのである。^⑩

① 以下留守政府の朝鮮問題への対応については、前掲拙稿「征韓論政変と朝鮮政策」一章二節で検討したので、ここでは要旨のみを述べる。

② 志賀尚司「明治初年における「議政」「行政」「分権問題」(前掲『明治維新の政治と権力』、吉川弘文館、一九九二年)、九三、九四頁。

③ 勝田政治「内務省の成立」(『日本史研究』三二七号、一九八九年)、五五頁。

④ 明治六年八月一日付村田新八・大山巖宛大久保書簡(『大久保文書』四、五二頁)。

⑤ 西尾林太郎「明治六年政変と木戸孝九」(『政治経済史学』一九九四年、一九八二年)、四八、四九頁。

⑥ 姜龍錫『征韓論政変』、サイマル出版会、一九九〇年、一六〇～一六二頁。

⑦ 明治(六)年(九)月二七日付岩倉宛伊藤書簡(春畝公追頌会『伊藤博文伝』上、一九四〇年)、七四〇、七四一頁。

⑧⑨ 明治(六)年一〇月三日付木戸宛伊藤書簡(同右)、七四九、七

五〇頁。

⑩ 東京大学史料編纂所『保古飛呂比』五、東京大学出版会、一九七四年、三九〇頁。

⑪ 岩倉上奏文(前掲『岩倉公実記』下、八〇～八二頁)・木戸征韓征台反対意見書(『木戸文書』八、一二九～一三三頁)・大久保遣使反対意見書(『大久保文書』五、五三～六四頁)。

⑫ 使節団出発までの岩倉・木戸・大久保の朝鮮政策については、前掲拙稿「維新政策の朝鮮政策と木戸孝九」・「慶應置県後の朝鮮政策」参照。

⑬ 以上、本章註①拙稿、九四、九五頁。

⑭ 明治六年九月二八日付岩倉宛三条書簡(『大久保文書』五、一〇頁)。

⑮ 本章一節で見たように、帰国後の大久保は政治に意欲を持ち、岩倉帰国後の改革を期しており、九月から一〇月はじめの参議就任固辞は奇妙なものである。この固辞の原因については、久光との関係によるとされる毛利氏の見解(『明治六年政変』、一五五、一五六頁)が妥当なものと思われる。九月はじめる久光より大久保に出仕を困難とす

るようなきびしい非難があったのではないだろうか。

⑭ 同文書研究会編『伊藤博文関係文書』七（瑞書房、一九八一年）、二四三頁。陸奥は伊藤と近く、ここに挙げられている事項は、内治派の考える懸案事項であったといえよう。

⑮ 以下、五八頁五行目までの既述は本章註①拙稿Ⅱ章、参照。

⑯ 明治六年一〇月一三日付岩倉宛大久保書簡（『大久保文書』五、四九、五〇頁）。

⑰ 「明日評議之上西郷方江行く事（二段階閣議論）ニ可致と存候、只今四人（三条・岩倉・板垣・副島）評議中兪蒼高免可給候」（明治六年一〇月一三日付大久保宛岩倉書簡、同右、四八、四九頁）。

⑱ 本章註⑩。

⑲ 本文で引いた一〇月一四日の閣議についての岩倉の上奏の記述は、信じうるものだろうか。この時期の閣議については議事録といった正式の記録が残っていない。しかし政変直後の二五日に板垣がそれについて宮島誠一郎（左院議員）に語った記録が存在しており、これよりそれを推定することができる（前掲『養浩堂日録』明治六年一〇月二五日条）。

初メ西郷等之征韓を論スル急ニ可伐旨切迫、仍テ板垣等ハ目的ヲ

Ⅲ 征韓論政変の政治過程（2）

一 政府の分裂と三条の発病——一〇月二六、二七日——

三条の変説により一五日の閣議で岩倉ら内治派は敗退した。しかし岩倉はこのまま引き下がる気はなかった。早くもその日に書簡を伊藤・大隈に送り、朝鮮問題につき「ならぬ迄も人事の限りは尽し申度」と、あくまで遣使阻止にとめる決意を述べ、翌朝の来邸を求めた（前掲『伊藤博文伝』上、七五五、七五六頁）。そして伊藤らもかかる岩倉の決意に積極的

立徐ニ可謀之論相分れしなれとも、ヤハリ西郷破裂セハ内務も不調寧ロ西郷と共に急撃スヘシと同論ナリシ、又三条公も同意海陸軍を引テ布陣スヘントナリ、岩倉右大臣も同然雷同セシニ、一日に交談、三条病に依テ岩倉代理セラレンに忽チ大久保ト同論ニテ征韓不可ナリノ論ニ相成ル、夫ヨリ諸参議許表ニ及候

すなわち、「初メ」西郷が征韓即行を主張するが板垣らは慎重論を主張し板垣が西郷に同意し三条・岩倉も同意し三条発病後の岩倉の変説、という筋である。これで問題となるのは「初メ」の部分はいつの時期かということであるが、朝鮮問題が登場した六、七月の状況としてはこれは明らかに事実と異なっており（この時期では西郷よりも板垣が強硬で、これは一四、一五日両日の閣議の冒頭の模様を述べたものと解することができよう。そしてそうならばこれは本文で見た岩倉の上奏の記述を裏書きするものと言えよう）。

⑳ ただし留守政府との権力闘争において、西郷は、当初、使節団派の打倒の対象とは考えられていなかったことは毛利氏がすでに明らかにされている（『明治六年政変』、一五七—一五九頁）。しかし閣議の結果、使節団にとり西郷も他の留守政府のメンバーと一体とせざるを得なくなったのである。

応じ、逆転にむけて動き始めるのである。^①

一六日、三条は岩倉を訪れたが、それは両者の対立の場となった。岩倉は三条に対し「三条の」御旨趣之通りニ而者天下之事へ去り可申」と先の決断の変更を求めた。^②しかし三条はこれに応じなかった。そこで岩倉は「拙之如キ実ニ思慮ニ不能次第、此上へ条公御見込通り可然御所置有之候様」と述べたが、さらにその場合は「かねて西郷氏弥使節奉命候ハ、前途御方略懇々御評議無之而ハ不相濟」と、遣使を行う以上当然予想される対朝戦争についての対策（「前途御方略」の評議のための閣議の必要をつけ加えた『大久保文書』五、六八頁）。そしてこれには三条も応じたようである。新たな閣議が開催されることで、一五日の決定の上奏はその後に回されることになる。岩倉らはここで終幕をのばすことに成功したのである。

この閣議は翌一七日に行われるはずであった。しかしこの日、大久保・木戸は辞表を提出、岩倉も三条とは意見が違うので「此上者進退ヲ致ス之外無之与存候、何分今日者持病困苦令不参候」と、辞意とともに閣議欠席を三条に通知した（同、七一、七二頁）。朝鮮問題をめぐる対立は、ここに政府の分裂をもたらししたのである。

この非常事態に三条は、閣議を一八日に延期するとともに、これへの出席を強く求める以下の達（「征韓論一件」所収）を岩倉へ出した。

本日者御所勞ニ付テハ評議之件差延候間、明日ハ必御参官可有之、此段申入候也

十月十七日

三条太政大臣

岩倉右大臣殿

さらに三条は、この一七日夕岩倉を訪問、一旦帰宅の後、大木の直諫を受け、再び大木とともに岩倉を訪れた（『木戸文書』五、六二頁）。これらの訪問は激論の場となったが、結局「三条は」断然決意不可動次第ニ而對話反对如何ニも無致方、小生（岩倉）退職之事ニ決シ相別れ申候」と、両者は決裂した。^③

このように会談で三条は自説に固執したが、「可有如何哉ト掛念候〔三条の〕御口氣も有之」と、岩倉が見たように内心かなり動揺していた。そして帰邸後、夜にもかかわらず直ちに西郷を呼び、「此間之事件（二五日の閣議の決定）者御内決議ニ而、表向ニ者無之」と、先の決定の再検討の意向を示した。しかし西郷はこれに応じなかつたと思われる。そして西郷が引き取った直後、三条は精神錯乱を起こしたのである。^⑥

二 策謀——一〇月一八〜二日——

一八日、三条の病状について大木は以下の書簡（「征韓論一件」所収）を岩倉に送った。

只今ハ參殿申上、不願、恐、万、變、〔岩倉へ〕陳上、恐、縮、之、至、奉、存、候。就、而、者、早、速、三、条、公、へ、「大木が」罷出、候、処、条公ニハ昨夜來後胸痛御逆上之御氣体ニ而、御逢申上候様無御坐、成丈ハ扣心得御家來まで申入候得共、何分散々之御様子之よしニ而、不得止引取申候。依之少シニ而も〔三条の〕御氣分見合是非〔大木が〕拜謁申上度、御家來まで申入置候。日者何時ニ而も御氣分見合セ〔三条に〕懇々申上、是非々々只今〔岩倉より〕被仰聞候様相運候様、万死を以尽力可仕心得ニ罷在候。申上も恐多く奉存候得共、仰キ願ハ殿下（岩倉）ニも過刻被仰聞候様之御運之御決意幾重ニも奉伏願候。条公之御所勞ハ御氣之毒奉存候へ共、右ニ而今日之御出仕ハ有之間敷ニ付、西郷氏ニ 弑慮之御決答ハ今日までハ無之事と奉存候。兎角条公之御模様相同候上、〔岩倉邸へ〕參殿万々可申上候。先以不取敢申上候九拜頓首

十月十八日

大木喬任

岩倉右大臣殿

小臣 御両公（三条・岩倉）へ申上候義、外參議ニも色ニも願し、不申引離レ罷在候様仕居候ニ付、何卒御含置被下度奉願候。

殿下（岩倉）御辞表之儀、公然ニハ無之御内々ニ而条公まで御差出しハ、一日も速なる方と奉存候。さし急乱筆御寛恕奉伏願候

右の書簡の冒頭部（只今ハ參殿申上不顧恐万鏝〔岩倉へ〕陳上、恐縮之至奉存候〕より一八日のおそらく朝、大木が岩倉を訪れていることが明らかとなる。そこで岩倉は何らかの方策をとる決意（「過刻被仰聞候様之御連之御決意」を大木に語っている。そして注意すべきことは、この決意は三条発病前になされ、これをうけて大木が、「就而者早速三条公へ〔大木が〕罷出候」と、あるように三条を訪れていることである。つまり一七日夜の三条との決裂、自らの辞意表明後も、岩倉らはなおあきらめず逆転にむけて動きつづけていたのである。

このとき岩倉らの決意した方策の内容は今のところ判らない。ただ傍線部にあるように岩倉の辞表提出が考えられているところよりして、岩倉の上奏による逆転という、実際に行われた策謀とは異なったもののである。^⑦しかしとにかく逆転への動きを続ける岩倉らにとり、三条の発病は、一五日決定の上奏を不可能とし、大木書簡傍線部にあるように、歓迎すべきものであり、今後の病状がさらに注視されることになった。そしてこの策動は、一五日閣議での激突・一七日以降の政府の分裂を前提とする以上、征韓派⇨留守政府にたいする権力闘争の意味をもおびざるを得ないものとなる。「外参議ニも色ニも顯し不申引離レ罷在候」と大木が述べる秘密性がこれを示している。このように朝鮮問題の逆転と権力闘争は、一体のものとして進められていたのである。

この逆転への策動については一八日には岩倉・大木・木戸・伊藤・大隈の間で合意が成立していた。彼らはさらに大久保の参加を求めたが、一八日の段階では大久保は態度を保留した。^⑧しかし一方、大久保は一九日、独自に動き始め、黒田清隆との間で形勢挽回のための「一ノ秘策」を謀議（『大久保日記』）、同日黒田はこれにもとづき宮中への工作を開始した。^⑨そして遅くとも二〇日までには、岩倉らと大久保の策謀は一本化された。^⑩内治派はここに一つの策謀を進める強固な集団としてあらためて組織されたのである。

一方この間、征韓派はどうしていたのであろうか。

一七日の木戸大久保の辞表提出・岩倉の不出任に加えるに、一八日未明の三条の発病で、正院は参議の半数と大臣を欠

く異常事態となった。このため一八日出仕していた三参議（板垣・副島・大木）は各参議に出仕を求め、さらに翌一九日に閣議を開くことを決定し、その旨を達した。^②そしてこの一九日の閣議の内容については宮内庁『明治天皇紀』三（吉川弘文館、一九六九年）により明らかとなる。「十九日午前九時参議等正院に会して議する所あり、即日宮内卿徳大寺実則を以て、是の際具視をして太政大臣の事を撰行せしめんことを奏請す」（一四四、一四五頁、読点は原書）である。太政大臣が職務遂行不能の場合は、正院章程では次席大臣が代行することになっており、閣議は規定通りの決定を行ったのである。この決定は徳大寺宮内卿より直ちに奏聞され、その旨は江藤・大木・後藤・副島連名宛で復答された（同書、一四五頁）。この宛名より一九日の閣議の出席者が推定できる。征韓派の三人と大木である。そして翌二〇日、岩倉が太政大臣代理を命じられたのである。

この一九日の閣議ではもう一つ重要事項が決定されたと思われる。一〇月二〇日副島は岩倉に以下の書簡（「征韓論一件」所収）を送った。

唐太朝鮮台湾之儀ニ付、前議之失得を置更ニ方略手順等詳細御評議可相成、万今日国家不得已之計と、同僚決議之上申上候処、〔岩倉が〕御承知ニ付、〔副島より〕大久保へも可申通旨（「岩倉に」）申上置候処、頃日之次第最早世間ニ紛々相聞、中ニハ附句段々有之哉ニ承り驚入たる儀ニ候。全体其節ハ不相洩様約束も相成居候処、右之都合ニ付而ハ、下官ヲ大久保へ申通候儀無詮事と存候間、可遂御断候。閣下ヲ御申通可然と奉存候、右なくハ下官唯待罪而已ニ御坐候。此段得御意候也

ここで副島の言及している「同僚決議」とは一九日の閣議の決定であるとしてよいであろう。そしてその内容は、樺太・朝鮮・台湾について「前議之失得を置更ニ方略手順等詳細御評議」という、事実上の朝鮮問題再評議であった。つまり三条の精神錯乱（その原因が朝鮮問題をめぐる閣議の分裂にあることは彼らに明白であったろう）に直面した副島らは、その原因となった朝鮮問題について再評議を行うという譲歩を決めたのである。西郷をのぞく征韓派は、一四日閣議前の二段階閣議論提唱で見られた妥協的心情を、このときにおいてもなお引きずっていたのである。

この再評議の決定で難物は、いうまでもなく西郷であり、二日朝、副島は彼を訪れ再評議閣議への出席を要請した。しかし今回西郷は副島の要請に「少しは跡戻いたし候心持」としながらも了承した。この西郷の譲歩もやはり三条の錯乱という異常事態を考慮したものであろう。もっとも再評議においても、一五日の決定が変更されるなら、辞任するつもりであると、このとき副島は西郷に述べており、内容自体については譲歩する気はなかった。

一九日閣議の再評議決定は、副島の右の書簡が「同僚決議之上申上候処〔岩倉も〕御承知ニ付」と述べるように、二〇日までには岩倉の合意を得ており、事態は再評議にむけて動いていた。しかしこの征韓派の譲歩は、策謀を進めつつある内治派にとり実は望ましいものではなかった。一〇月二一日の日記に木戸は以下のように記している。

伊藤博文来話、過日來の朝議紛紜の末、副島参議・西郷・後藤・板垣・江藤諸参議の同論にて此度の議論を改て起さんことを岩倉大臣に請ひ、大臣これを許せしと、依て又再議論の艱難に趣かんことを憂ひ、為天下不堪悲慨博文亦号泣教刻

再評議は朝鮮問題自体について見れば、一五日決定の変更の可能性をふくみ、再び激論が予想されるにしても、これほど慨嘆すべきものではない。木戸・伊藤が再評議を嫌うのは彼らの関心がすでに朝鮮問題のみではなく、それと一体のものとして権力闘争を考えていたことのあらわれであろう。一五日の対立の構図のまま、その決定を覆すことで、西郷即時遣使を葬ると同時にそれを支持した征韓派を辞職に追いこむことを、彼らは考えていたと思われるのである。

三 対決——一〇月二二日——

木戸・伊藤が嘆いた閣議は翌二日に本当に開かれたのだろうか。

周知のようにこの日、西郷以下征韓派五参議は岩倉邸を訪れ彼と激論を闘わしている。しかしこの対決は閣議ではなかったと思われる。なぜならば第一に、閣議なら政府内で開かれるべきである（前日の副島から西郷への依頼は「出仕」すべしとある）¹⁶が、対決の場所は岩倉邸である。第二に岩倉が開催に合意した以上、閣議なら内治派参議も出席すべきである

（彼らの辞表はまだ受理されていない）が、訪問者に彼らはふくまれていない。つまり開催が予定されていた二二日の閣議は行われなかったのである。

なぜ再評議の閣議は行われなかったのであろうか。

二二日のおそらく朝、西郷らが訪れる前の岩倉に大久保は以下の書簡を送っている（『大久保文書』五、八四、八五頁）。

昨夜ハ御妨申上候。其節御預申上候、二冊返上仕候間、御取手可被成下候。別ニ異存無御坐候……扱而明日之処、国家安危ニ係る御大事、只々御一身ニ基する一挙と奉存候。乍去不抜之御忠誠必ス御貫徹あらせられ候事と毫も不容疑候。熟往事を回憶すれハ、丁卯之冬御憤発一臂之御力を以基本を開かせられ、終ニ今日に立至り候処、豈図如此難を生し偶然御責任に帰し候も畢竟天賦といふへし。是閣下をして始終を全ふせしむるの謂乎と愚考仕候。実ニ乍御太儀御負担被下候様千祈万禱仕候

ここで大久保は岩倉の奮闘を求めているが、この日閣議が行われるならまさにそこでそれが求められるはずである。しかし実際に求められているのは「明日之処」についてであった。この「明日之処」とは、二三日の上奏を指しており、そのために岩倉の上奏文案（二冊）の検討も二人の間で行われていた。二二日の閣議を行わずにこのまま二三日に上奏を行うという方針をこのとき彼らは立てていたのである。この方針が決定されたのは、書簡の冒頭（昨夜ハ御妨申上候）にふれられている二二日夜の大久保の岩倉訪問においてであったと見てよいであろう。

二二日の夜岩倉らが考えた上奏方針とはどのようなものであったのだろうか。それは「三条の決する所（二五日決定）と余が見る所（岩倉の遣使延期論）と両拳奏聞し、宸断以て決を取らんと欲す」というものであった。従来の上奏の方式では、正院での決定がそのまま上奏され裁可を受けることになっており、天皇が裁可を拒むことは考えられず、実質的決定は事実上正院でなされることになる。しかしこのとき岩倉の行おうとするのは、二つの対立する主張を示した上で天皇の選択を求めようとするものであり、きわめて異例の上奏であった。こうした上奏を行うなら、閣議での意見対立は天皇の前に露呈される。そして天皇が一方を選択することは、その反対論者の立場を失わせるものであり、その辞任につながるこ

になろう。これにより朝鮮問題の決定と権力闘争は一体化し、政変は不可避となる。それが岩倉・大久保の望みだったのである。そしてこの上奏方針が決められた二二日の夜、彼らは政変後の新政府の組織についても相談していたのである。⁸⁵ 使節団派は留守政府の新任参議の勢力削減を望んでいた。しかし一〇月一四日、一五日の閣議以前においてはそれは参議の地位よりの罷免、旧地位への降格にとどまるものであったと思われる。⁸⁶ そしてすでに見たように、閣議直前には二段階閣議論の支持に見られるように、両者の間で決裂回避の強い意向が存在していた。しかし西郷の固執により妥協が成立せず、両日の閣議で朝鮮問題をめぐり両者は先鋭に対立し、政府の分裂にいきついてしまった。この結果、抗争は激烈なものとなり、一方の放逐を意図するものになつたのである。

岩倉らの考える上奏方針で決定的意味を持つのは、天皇の意向であり、天皇が西郷即時遣使を支持すれば、逆に彼らの失脚となる。だが岩倉らは、二三日の上奏での岩倉の雄弁のみに勝敗をかけるような危険をおかす気はなかった。天皇に対する事前工作り宮中工作が秘密の内に進められていたのである。二二日徳大寺宮内卿は岩倉に対して次のように書き送っている〔「征韓論一件」所収〕。

御書謹誦。過日極内々々々奏上之事、何人ヨリ切迫言上候とも、「天皇が」少シも御動き無様小生とも此上厚ク注意可仕、且東久世（通禮、侍従長）江者得ト申含候而、当分之處兩人（徳大寺・東久世）必膝替りニ祇候仕り緩急御助け申上候様（との岩倉の）御念論何も拜承仕候。精々厚ク注意可仕候間必御安心可給候、閣下（岩倉）明日へ御出仕之御心得之由言上可仕置候。今日退出懸参邸可仕旨敬承致候。早々御請拜具

この書簡は二二日の西郷らとの対決後、彼らの宮中参入への警戒を求めた岩倉の書簡に徳大寺が答えたものであるが、⁸⁷ ここで注意すべきは、「過日極内々々々奏上之事」のくだりである。つまり二一日以前にすでに朝鮮問題について徳大寺宮内卿よりの秘密上奏が行われているのである。そしてその上奏の内容は、このような書簡が岩倉・徳大寺間で往復していたことよりも明らかのように、岩倉ら内治派の主張を支持するものであつたろう。そして「過日（徳大寺が）極内々々々

奏上之事」は、「今後」何人ヨリ「反対の見解を」切迫言上候とも「天皇が」少しも御動き（意見変更）無様小生とも此上厚ク注意可仕」とあることより明らかなように、このとき天皇は秘密上奏された内治派の見解を支持したのである。徳大寺・東久世ら天皇側近を取りこんだ岩倉らの勝利である。そして岩倉らと天皇側近の工作はさらに進んでいた。同じく二二日付の岩倉宛書簡（「征韓論一件」所収）で徳大寺・東久世は以下のように述べている。

御書拜読候。先時御内話仕候明日、勅答云々、別紙御回憶今落手、東久世示談別紙認試候得共、甚不文故御回し之案ノ方ニ御治定候方可然哉与存候、猶思召も候は、可示給候、仍及貴答候也

ここで問題となっている「明日勅答云々別紙」とは岩倉の上奏への勅答案と見てよいであろう。つまり実際の上奏の前日、それへの勅答が岩倉らによってすでに用意されていたのである。天皇の裁断による決着という岩倉の主張は、実際には虚妄であり、回答は前もって準備されていたのである。

閣議に無断で宮内卿より内密の上奏（しかも閣議決定と異なる上奏）を行わせること・天皇側近に働きかけ彼らに政治的行動をとらせること、これらは明らかに宮中陰謀であり、不明朗な行為であった。しかし岩倉らは自分たちの勝利のためあえてこれを行ったのである。

かかる宮中工作が進行している以上、岩倉らにとり二三日の上奏自体には不安はなかったろう。ただ問題となるのは、閣議を開かず異例な上奏を行おうとするへの征韓派の反発であった。二三日の上奏の前に征韓派の抗議があるのではないかと岩倉らは予想していたものと思われる。先の二二日付岩倉宛書簡で大久保が王政復古クーデターを回顧し岩倉を激励し、これにこたえ岩倉も「不肖実ニ恐怖之至ニ存候得共、不拔之心必貫徹之覚悟」（『大久保文書』五、八六頁）と決意を述べるのは、これについてであろう。

征韓派の反発は岩倉らが予想した二三日ではなく、二二日に起きた。それが西郷らの岩倉邸訪問であった。ここでの議論の焦点は、岩倉の行おうとする上奏の異例にあり、これについて江藤が論難した^②。江藤の批判は、太政大臣代理たる

岩倉は三条の意志と異なる行為をなすべきではないという代理論とともに天皇の政治的役割論よりなっていた。すなわち「主上聖齡未だ壮に至り玉はず。聡明英智にをはしますと雖も、内外の事熟知し玉はざる者多し。故に事大小となく、皆大臣参議は議定を以て奏聞するに非ずや。未だ嘗て主上の独断専決に出るものあらず。而して只此の一事を以て、是非を三職に決せずして、一に之を宸断に因らんと欲するは、何ぞ。此れ難を主上に帰するものにして、不臣甚だしと言はざる可けんや」という一種の天皇機関説的主張である。これに対し岩倉は「然りと雖も、事両端に涉り、是非決し難き者、之を宸断に取るに非ざれば之れを定むるの道なし」と主張した。天皇の政治的役割についての両者の主張は、従来の明治政府の政務の運営より見れば、明らかに江藤に分があった。しかし岩倉は、江藤らが「如何様議論にても一歩も不動段及演舌」んだ(『岩倉文書』五、三五六頁)。このため彼らは、「右之通に御決し之上は無致方との事にて各被引取」たのである(同)。

この対決で注意すべきことは征韓派の足並みの乱れである。『木戸日記』の一〇月二三日条は、会谈の模様を以下のよ
うに記す。「昨日西郷板垣後藤江藤副島五参議岩倉大臣へ迫り朝鮮一条を欲決、然るに其前副島の改て再論する云々他の参議皆不知、依て副島と板垣と却て議論を生ず。板垣等は朝鮮論已に決只其方略を論する而已と云。すなわち、このとき副島が朝鮮問題再評議を主張したのに対し、板垣は一五日の決定を前提に方略のみを論ずべしと主張、両者の間に議論さえ生じているのである。一九日の閣議で再評議が決められていたのにもかかわらず、板垣がかかる主張を行ったのは、彼に対し十分な連絡・調整が行われていなかったことを示していると言えよう(既述の一九日の閣議の出席者には板垣の名はない)。密接に連絡して策謀を進めている内治派に対して、征韓派はあまりに不統一であった。そして三条発病後、直ちに岩倉を代理とさせたことや、再評議の容認という妥協的姿勢をあわせ考えると、征韓派は、内治派が断固として権力闘争を挑んでいることさえよく判っていなかったのではないかと思われる。こうした状態である以上、二二日の対決で岩倉があくまで自論を押しとおした時、彼らは有効な反撃策を見出せないまま引き下がるしかなかったのである。

四 上奏——一〇月二三、二四日——

西郷ら征韓派との対決をおえた岩倉は伊藤に会談の様子を伝えるとともに、明日の予定について以下のように述べた（『岩倉文書』五、三五六頁）。

三木は議論全く相済候に付、明二十三日は朝九時迄に皇居参入意見巨細言上宸断を仰ぎ候後太政官へ参入可致と存候

二二日朝の不安はここでは全く影をひそめている。彼は勝利を確信したのである。そして岩倉はこの日の内に大久保と政変後の政府体制の青写真を描きはじめるのであった。

二三日朝予定どおり岩倉の上奏が行われた。しかしここで予想外の事態が発生した。右の伊藤宛書簡のように岩倉は上奏後直ちに宸断を受けるつもりであった。そしてそのための文案が二二日に準備されていたことは前節で述べたところである。しかし上奏への天皇の反応は予想と異なり、「国家重事件厚御賢考可被遊ニ付、明朝御返事可伺出」というものであった。^⑤ 天皇は即答をさけ明日答えるとしたのである。天皇を自派の葉籠中にいれる宮中工作に、岩倉は自信を持っていた。それが土壇場であやしくなった。予想外の事態に岩倉は困惑し、大久保に事情を伝えるとともに、「御一覽御口答ニ而も御書取ニ而も御高念御内示可給候」と彼の意見を求めた。^⑥

しかし岩倉の困惑もその日の内におさまった。同じく二三日岩倉は大隈に書簡を送り（『大隈文書』二、一九七頁）、宸断が明日となったことを伝えたが、すぐ「尤御掛念之筋ハ毛頭無之候」と言い、さらに「就而ハ辞表差出候輩并所勞不参之人々明朝処分可致候」と、征韓派の処分をも述べているのである。天皇の朝鮮問題についての考えはかわっておらず、宸断の延期は慎重を期すためにすぎないということが判明したのである。しかしこの延期の判断は、岩倉ら周囲の迷惑をはなれて天皇自らが行ったものであり、天皇の自主的政治行動のおそらく最初のものといえることができるだろう。

西郷は二二日の対決後、辞表を認め帰郷の途についた。板垣・後藤・江藤・副島も二三日辞表を提出した。翌二四日天皇は岩倉の上奏を認める勅答を下し、大久保・木戸の辞表を却下、西郷以下五参議の辞表は受理された。内治派の勝利は

ここに確定したのである。

- ① 「朝鮮一条云々御密書拜読仕候：右ニ付而へ今一言申上度儀御坐候間、ウルサク思召モ可有之候へ共閣下寛大之御容量を以御聞被下度」と一〇月一七日付の岩倉宛伊藤書簡（「征韓論一件」所収）に明らかのように伊藤も逆転工作に熱中するにいたった。なお毛利氏は前掲『明治六年政変』で、岩倉が逆転にむけて動くのは大久保が辞表を提出した一七日以降であるとされている（一九一―一九三頁）が、これは妥当ではない。
- ② 明治六年一〇月一七日付三条宛岩倉書簡（『大久保文書』五、七一頁）。引用部の前には「昨日（一六日）拝別後御評議事件百方苦慮之処、実ニ不容易国家之重事反復愚考候而も」の文があり、これより一六日の会談ですでに以下の内容が論じられていたと推測できよう。
- ③ ④ 明治六年一〇月一七日付大隈宛岩倉書簡（前掲『岩倉公実記』下、七〇頁）。
- ⑤ ⑥ 黒田の宮島誠一郎への回顧録（西郷大久保黒田三先輩書簡）、『宮島誠一郎関係文書』（憲政資料室蔵）一〇五〇）。なお一七日深夜、三条が西郷を呼んだことは一〇月二日の宮島日記（前掲『養浩堂日録 明治六年』）の以下の記事に確認しうる。

「三条の」御見舞上森寺（三条家扶）ニ面会御機嫌相伺候事、十七日之夜ニ入り岩倉家江（三条が）被參、夜半（三条が）西郷御呼立ニ相成、無明途不寝心配被致候処、果テ翌日不快云々
おそろく岩倉の辞表を三条に提出することで、彼に交説への圧力をかけようとしたものであると思われる。
- ⑦ 明治六年一〇月一八日付大久保宛木戸書簡・同日付木戸宛大久保書簡（『大久保文書』五、七七、七八／七四―七六頁）・『大久保日記』一〇月一八日条。
- ⑧ 明治六年一〇月一九日付大久保宛黒田書簡（立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』三、吉川弘文館、一九六八年、二二頁）。同日付黒田宛大久保書簡（『大久保文書』五、七八、七九頁）。
- ⑨ 「幸ニ岩公始大久保も憤励尽力候よし為天下不堪欣耀候」（明治六月一〇月二〇日付大隈宛木戸書簡、『大隈文書』二、一九五頁）。
- ⑩ 明治六年一〇月一八日付江藤宛大木・板垣・副島書簡（的野半介「江藤南白」下、原書房復刻、一九六八年、二五三頁）。なお一八日に出任していた参議はこの差出人名より推定した。また江藤は一七日に辞表を提出しており（前掲『岩倉公伝記史料外交関係書類二』）、當時出任していなかった。
- ⑪ 明治六年一〇月一八日付江藤宛参書（前掲『江藤南白』下、二五四頁）。
- ⑫ ⑬ 明治六年一〇月二日付桐野利秋・別府晋介宛西郷書簡（『大西郷全集』二、一九二七年、七九四、七九五頁）。
- ⑭ すぐ後に述べるように再評議は、策謀を進める内治派にとり望ましいものではなかった。それにもかかわらず岩倉がここでこれを了承したのは、正規の閣議をへたものだからであろう。
- ⑮ 本章註⑬。
- ⑯ 桐野利秋談話（黒龍会編『西南記伝』上一、原書房復刻、一九六九年、附録）七頁。読点は原書。なおこの談話は『岩倉公実記』下の岩倉と征韓派五参議会談の記述（七四、七五頁）の典拠となっているものであると思われる。
- ⑰ 「昨夜も申上候、通諸省卿参議兼帯ニ而候得者子細も無御坐候得共」云々（明治六年一〇月二日付岩倉宛大久保書簡、『大久保文書』五、八七頁）。

⑮ 「他の教参議（新参議）は都て四職に復せしめは可然の「大隈の」論も有之候。僕（陸奥）大に之を賛成せり。」（一〇月一日付伊藤宛陸奥書簡、前章註⑩、句読点は原書）。この書簡は前日一〇日の大隈との会談の内容を報じたものであるが、大隈・陸奥はこの段階においても使節団派にくみしていた。

⑯ 二日岩倉は大久保に西郷らとの対決の模様を報じたが、その中で「彼ヨリ進退之咄モ無之引取候、其様子疑ラクハ赤坂（仮御所）出頭モ難計之ニ存候」と西郷らが直接上奏することへの危惧を述べた上で、「別紙徳卿返事御一覽置可給候」と記した（『大久保文書』五、八九頁）。そしてこの書簡を受けた大久保は同日の岩倉宛の手紙で「赤坂之方も徳卿御紙面之趣ニ候得ハ必氣遣有之ましく」と述べた（同、八六頁）。この岩倉・大久保書簡が言及している「徳卿返事」が本文の徳大寺書簡と見てよいであろう。

⑰ この政変の過程で大久保らが何らかの謀略Ⅱ「一ノ秘策」を行ったことはよく知られている。通説では、この謀略は岩倉を太政大臣代理にすることでであるとされている。しかし一過性の病気ではあっても三条は直ちに職務にもどれる状態にはなく、政務を渋滞させないためには、太政大臣代理の任命は当然である。そして本文で見たように、この任命は征韓派が大半をしめる閣議で正院章程通り決定したものであり（征韓派にとっても西郷遣使の速やかな裁可のためには代理の任命

が必要である）、通説は成り立たないと言えよう。

この「一ノ秘策」は大久保の意を受けた黒田が、吉井友実（宮内少輔）を通して徳大寺宮内卿に働きかけ実行したものであり（本章註⑩）、徳大寺をキーとする何らかの宮中陰謀であったことは明らかである。この点より見てこの徳大寺の秘密上奏が「一ノ秘策」の内容であったと思われる。

⑱ 以下の対決の内容については本章註⑩による。ただし桐野は、論難したものを副島としているが、『木戸日記』の「江藤又大臣へ迫り大臣異見同意すべからざる」云々の記述（一〇月二三日条）より見て、これは江藤であり、桐野の錯誤であろう。

⑲ 明治六年一〇月二日付大久保宛岩倉書簡・同日付岩倉宛大久保書簡（『大久保文書』五、八九、九〇／八六、八八頁）。

⑳ なお現在知られている形の岩倉上奏文（『岩倉公実記』下、八〇～八四頁）が、実際のものとは異なり内治派により事後に差し替えられたものであることは、前掲拙稿「征韓論政変と朝鮮政策」Ⅱ章註⑭で述べたところである。

㉑ 明治六年一〇月三日付大久保宛岩倉書簡（『大久保文書』五、一〇三、一〇四頁）。なおこの天皇の対応が予想外のものであったことをはじめて指摘したのは菱井掲書である（二四〇頁）。

おわりに

本稿で検討した征韓論政変の政治過程は以下の通りである。

岩倉使節団の出發に際し、井上Ⅱ大蔵省の主導のもとに約定書が調印された。使節団派遣中の国内改革の主導権を木戸

派の手に確保することが、井上の意図であった。しかし実際にはこの意図は実現できなかった。留守政府において、文部省など諸国家機構は各々独自に改革をすすめようとし、これをおさえようとする大蔵省と対立が生じたのである。このため留守政府は内訌の激しい不安定な政府となった。そして同時に、政府の開化政策の強行は、士族など社会各層の不満をまねいた。

こうした政府内外の緊張が高まると、留守政府内では、その打開策として対外強硬志向が強まり、明治五年後半には征台論が大勢をしめるにいたる。しかしこれに対し井上Ⅱ大蔵省は強く抵抗、これが歯止めとなり、出兵論は決定されなかった。

しかし明治六年五月の政変（太政官潤飾）で井上が失脚、木戸派大蔵省が崩壊し、反木戸派が政府を掌握することになると、対外強硬論への政府内の歯止めは失われることになった。さらに明治六年には農民一揆の頻発など国内の緊張は一層高まり、政府の対外強硬論の志向はますます強まっていた。

こうした中、六月か七月、朝鮮より広津報告が到着。これが契機となり、対外強硬志向が朝鮮に向かって噴出することになった。そして八月一七日には対朝開戦にいたる可能性の極めて高い西郷遣使を閣議は「内決」し、あとは岩倉帰国後の再評議をまつのみとなった。

一方使節団の大久保・木戸は岩倉に先立って七月までに帰国していた。そして木戸派大蔵省の崩壊に怒る木戸のみならず大久保も、留守政府に反発、岩倉帰国後の政府改革を期し、彼らは当面政府への不出仕、ボイコットを行った。

九月一三日ついに岩倉は帰国、政府の混乱状態に直面した。これに対する岩倉の解決策は、大久保・木戸を中心とする政権をつくることであり、このため彼らに政府への復帰を要請した。彼らは要請になかなか応じなかったが、結局一〇月上旬には復帰を了承した。この結果、彼らをふくめた閣議で政府改造など諸懸案を討議することが、政局の次の段階となるはずであった。

しかし一〇月一日、西郷が自らの派遣についての強い決意を表明すると（この背後には八月七日の「内決」についての西郷の誤解があった）、朝鮮問題は緊急課題として突出し、ほかの懸案は後景に退くことになった。岩倉・大久保・木戸ら使節団派は、内治優先・外征阻止の立場より西郷遣使に反対であった。しかしこのとき彼らは、思いつめた西郷の態度を考え、彼との決裂を防ぐべく、遣使反対論より遣使延期論にその主張を移行、妥協をはかった。そして西郷を除く留守政府もこの問題での政府の分裂を望まず二段階閣議論を提唱し、使節団派もこれに賛同した。しかし一〇月一四、一五日の閣議では、西郷は妥協に応じず、あくまで遣使即行を主張、留守政府の他のメンバーもこれに同意せざるをえなくなった。このため閣議は両者の先鋭な対立の場となったが、結局太政大臣三条の決断で即時遣使が決定され、使節団派は敗北した。

しかし岩倉らは、なおあきらめず閣議直後より逆転への動きをはじめ三条に圧力をかけた。板挟みとなった三条は一〇月一八日発病する。この新事態に、征韓派は、一九日閣議を開き、岩倉の太政大臣代理任命と朝鮮問題再評議を決定した。一方岩倉らは、さらに大久保とも連係し、逆転への策謀をすすめていた。そして二日夜、岩倉・大久保は以下の戦略を決定した。すなわち、翌日に予定されていた再評議は行わず、一五日閣議決定とこれに反対する岩倉の意見の双方を二三日に上奏しその選択をおおぐという戦略である。この戦略の背景には、このときまでに天皇側近への工作を通し遣使反対の秘密上奏を行い、天皇の賛同をえていたことが存在していた。こうした動きに対し西郷ら征韓派五参議は、二二日岩倉邸を訪問、閣議決定通りの上奏を要求したが、岩倉の頑強な拒絶にあい、なすところなく引き上げた。そして翌三日上奏は行われ、翌日、天皇はこれを裁可するとともに征韓派五参議の辞表を受理した。これが征韓論政変である。

朝鮮問題をめぐる対立は、政府の分裂、政変にまで行き着いた。両派の間に本来存在していた権力次元の対立と両派の朝鮮政策の大きな差異を考えると、政変の発生は自然な帰結のように見える。しかし右に述べたように、実際はそれほど単純ではなく、こうしたかたちでの政変は必ずしも不可避なものではなかった。

従来明治政府の主要勢力間の権力抗争は、大体において政府内のバランスの変更の範囲内で収束するものであり、一〇

月初旬においては使節団派もこの範圍内で政府改造を考えていたと思われる。そして朝鮮問題も一〇月一〇日までは、それについての対抗が権力次元の対抗と重なるとはいえ、諸懸案の一つにすぎなかった。もっとも一日の西郷の決意表明以降になると、これはもっとも緊要な問題となった。しかしこのとき逆に朝鮮問題で政府が分裂に至ることを避けようとする動きが、対立する双方の側に現われ、なお妥協の余地があった。しかし閣議で西郷が遣使即行に固執したことで妥協は不可能となり、朝鮮問題について両派は、先鋭に対立せざるをえなくなる。そして閣議で敗北した内治派にとっては、朝鮮問題についての逆転は、権力闘争における留守政府の打倒と重なりあうものとなる。ここで権力闘争と朝鮮問題は一体化し、権力抗争も、政府内の勢力バランスの変化に終わらず、一方の事実上の放逐という激烈なものとなるにいたるのである。西郷の固執が政変のあり方を決定したといえよう。

次に明治国家の展開という広い文脈に政変を位置づけることにする。

明治四年に入ると政府内外において開化の潮流が高まり、その推進の主導権をめぐる対立（開化への競争）が生じていた。そして廢藩置縣の断行によりその主導権を得た木戸派は使節団出発以後も、それを確保し、開化への競争を凍結しようとした。しかしこの試みは失敗し、開化への競争は継続、このため留守政府は、暴走ともいえるほどに開化政策を強行することになった。

開化への潮流は、明治四年以降、社会の主潮流となっており、政府内の急進改革論はその先端と言うべき存在であった。しかしこのとき彼らはあまりに急ぎすぎた。開化政策の強行に士族や農民の不満は高まり、社会的緊張は激化した。明治五年後半以降の留守政府における対外強硬論の噴出は、これへの対抗という性格を持っていた。開化政策に敵対するためではなく、それがもたらした矛盾を外にそらすために、留守政府の大勢は対外強硬論に向かったのである。この点において征韓論政変は、開化への競争の過熱、開化政策の暴走の一つの帰結といえるものであった。

征韓論政変は、政治構造について大きな変化をもたらした。これ以前においては、政策推進能力をもつ勢力は、広義の

政府（廃藩前は諸藩指導者をふくむ）の内部にはほぼ網羅されており、勢力間の対抗は政府内で争われ、その帰結も、例えば明治三年の民蔵分離のように、政府内の勢力バランスの変動というかたちとなった。しかしこの往韓論政変において政府内の抗争は、西郷の固執という多分に偶然的要因により激烈なものとなり、政府の分裂をもたらしした。そしてこの政府の分裂は、在野勢力に結集核を与え、政権担当能力をもつ有力な対抗勢力が成立することになった。そしてかかる対抗在野勢力の成立は、さらに政治参加層の従来よりの一層の拡大を生み出すことになる。この結果、政治の場は政府内のみより、政府・在野の対抗をふくむよりダイナミックのものへと変化する事になり、開化への競合は、新たな次元で展開されることになるのである。

そして政府自体についてみれば、政変によりその構成は大きく変化した。明治二年以降、行政機構の中心を握っていたのは、大蔵省を拠点とする木戸派であった。この木戸派の優位は、一時危機に陥ったが、廃藩クーデター後の廃藩政府においてふたたび確立した。しかしこれも留守政府期にはいと動揺し、明治六年五月の政変で木戸派大蔵省は崩壊した。しかしここで木戸派を追い落としした江藤らも征韓論政変で失脚する。そして政変後の新政府の中心には、病気で活動困難な木戸ではなく大久保がすわる事になり、大隈・伊藤などかつての木戸派の中心人物が大久保のもとで開化政策を進めることになるのである。政府の主導権の木戸派より大久保派への変化は、たんなる人脈的なものにとどまるものではなく、政策的変化、開化路線の内部においてはであるが、重大な政策的変化をとまなうものであった。この変化については大久保政権の政策展開の問題として別に論じることとする。

（神戸商科大学助教）

the investigation of lands, called *kenchu* 検注, and the other was to erect wooden landmarks called *bōji* 勝示 on the border line of *shoen*. The former was important until the middle of the 13th century and afterwards the latter was given more emphasis. But in the middle of the 13th century, *rikken* came to an end.

The definition of *shoen* had changed, and it became necessary to obtain an emperor's or retired emperor's sanction. Additionally, *shoen* organization began to take the place of the local administrative organization, *kokuga* 国衙. When they set up *shoen*, the owners did not send their own messengers, instead those of an emperor or retired emperor went to the spot and went through *rikken* procedures with local officers. The emperors decided the territory of *shoen* and gave many kinds of special rights; problems within the *shoen* were left to the owner. The *shoen* system was established in this way, and after the middle of the 13th century, it entered a new stage.

Process of the Political Change about Debates on the Expedition to Korea

TAKAHASHI Hidenao

This article attempts to elucidate the actual conditions and historical significance of the political changes surrounding the debates on the Expedition to Korea, an issue which has recently been the object of much research.

During the fifth and sixth years of the Meiji period, fierce opposition developed between those ministries which attempted to enlarge haphazardly an "enlightened policy (開化政策)" in order to modernize rapidly and the Ministry of Finance, controlled by the Kido group, which tried to restrict this policy. During the latter of the fifth year of the Meiji, except for the Kido group, most people in government tended towards a hard line towards foreign countries and came to advocate an expedition to Taiwan. The Ministry of Finance firmly opposed this tendency and prevented the expedition. In the governmental reform of May, the sixth year of the Meiji period, the Kido group's control over the Ministry of Finance was

broken by Eto Shinpei. As a result, this brake on taking a hard line towards foreign countries was lost. It was under these conditions that the Korean issue came to a head, and the government decided to dispatch Takamori Saigo, a man extremely likely to escalate matters to war, to Korea on August 17th.

Members of the Iwakura Mission such as Iwakura Tomomi, Okubo Toshimichi, and Kido Takayoshi who returned from abroad opposed the Eto group and hoped to reform the government. The Iwakura group did not approve of sending Saigo, believing that domestic affairs should be given first priority and that war should be avoided. In this way, the opposition between the two groups took form on two levels of a struggle for power and a policy towards Korea. Thus, in August, whether or not to approve dispatching Saigo, who had been "decided upon informally (内決)," became a critical issue for the government. When Iwakura had returned in September, the government was faced with a number of outstanding problems, the Korean issue being only one of them. However on October 11, Saigo demanded a formal decision as to whether he was to be dispatched. The Korean issue having become so prominent, there arose a movement towards compromise between the groups to avoid splitting the party.

Because of Saigo's intransigence in the cabinet session of October 14th and 15th, compromise was not possible and opposition between the two groups became absolute. By the decision of Sanjo Sanetomi, Saigo was dispatched to Korea.

Immediately after the cabinet session, the defeated group began work to reverse the situation, applying pressure to Sanjo. On October 18th, Sanjo fell ill. On October 19th, the Eto group-led cabinet session decided to hold a cabinet session in order to appoint Iwakura to acting Prime Minister and to discuss the Korean issue once more. However, the Iwakura group secretly gained the Emperor's support, maneuvering matters to the close advisors of the Emperor. Iwakura decided not to discuss the issue and instead addressed a memorial directly to the throne in which he objected to the previous decision reached by the cabinet. In response, on October 22nd, the Eto groups cross-examined Iwakura, but he did not change his opinion. The same day, Iwakura addressed a memorial to the throne which was approved the next day, and the victory of the Iwakura group was clear.

The rise of a hard-line stance towards foreign countries within the gove-

rnment from the latter half of the fifth year of the Meiji period onwards was to divert the discontent of various social strata which had emerged from the forced implementation of the enlightned policy. In a sense, it was the end of the competition for enlightenment begun in the fourth year of the Meiji era. As a result of a series of political changes in the sixth year of the Meiji era, the Okubo group occupied the heart of the government. This brought an end to the control of the Kido group in the administration which had lasted from the second year of the Meiji era and ushered in a shift in political initiative from the Okubo group to that of the Kido group.

Further Argument for the Theory of *Taotie*

Symbolizing the *Di* 帝 Image

by

HAYASHI Minao

This paper strengthens my previously-published hypothesis that the *taotie* 饕餮 (demon mask) on Shang-Zhou ritual vessels was the image of *di* 帝 the highest god in the hevean. The paper tekes into consideration all the newly available lines of evidence, including the iconography of Taiyi 太一 who was the heavenly highest god residing in *Ursa minor*, the “spatula” on the forehead of *taotie* mask, components of the pictograph meaning *di*, and the meaning of lozenge sign on *taotie* mask.

1) A relationship between Taiyi and *taotie* can be suspected by the following observations. A western Han image of a god depicted on silk with inscription “Taiyi” (Fig. 1) can be traced back to the Warring States images with horns of a similar type (e. g. Fig. 2). The author identifies these godly images (i. e. Taiyi’s image) with the human-faced image of a god decorated on the square *ding* (tripod) found in Ningxiang (Fig. 10). The major space of the *ding* where this supposed image of Taiyi is decorated is usually occupied by *taotie*, thereby suggesting that *taotie* can be represented as *di*. In this sense, it is also important to note that the legendary Dishun 帝舜 (heavenly god Shun) has double pupils and it can be identified with *taotie* masks with double pupils on large broze bells of the